

都道府県条例における規定内容（消費者教育関係）

大阪府	<p>(情報の提供及び消費者教育等)</p> <p>第30条 府は、消費者の自主的かつ合理的な行動を促進するため、必要に応じて商品及び役務等の品質、安全性その他の内容に関する試験及び検査並びに需給の状況等に関する調査の結果の発表等消費生活に関する知識の普及及び情報の提供並びに学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じた消費生活に関する教育の充実に努めるものとする。</p>
北海道	<p>(啓発活動及び教育の推進)</p> <p>第27条 道は、地域の社会的及び経済的状况に応じ、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及その他の消費者に対する啓発活動及び学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じた消費生活に関する教育の推進に努めるものとする。</p>
宮城県	<p>(教育の推進)</p> <p>第18条 県は、消費者が消費生活を営む上で必要な知識及び判断力を習得し、自主的かつ合理的に行動し、並びにその行動が経済社会及び環境に及ぼす影響についての理解を深めるため、関係団体と協力して消費生活に関する教育に係る施策を実施するものとする。</p>
埼玉県	<p>(知識の普及、情報の提供、学習の機会の提供等)</p> <p>第8条 県は、消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるようにするため、商品及び役務並びにこれらの取引行為、消費生活が環境に及ぼす影響、生活設計等に関する知識の普及及び情報の提供を行うとともに、消費生活に関する学習の機会を提供する等必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、消費者が自主的に行う消費生活に関する学習のために必要な条件を整備するものとする。</p>
千葉県	<p>(啓発活動及び教育の推進)</p> <p>第11条 知事は、消費者の自立を支援するため、市町村、消費者団体、事業者、事業者団体等と連携し、又は協働して、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。</p>
東京都	<p>(消費者教育の推進)</p> <p>第41条 都は、消費者が消費生活を営む上で、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動し、並びにその行動が経済社会及び環境に及ぼす影響についての理解を深めるため、消費者に対する教育に係る施策を推進するものとする。</p>
新潟県	<p>(啓発活動及び教育の推進)</p> <p>第23条 県は、消費者が自ら消費生活の安定及び向上を図ることができるようにするため、事業者、消費者、市町村及び教育機関その他の関係機関と連携して、消費者に必要な情報を提供し、消費生活に関する教育を充実し、啓発活動を推進するとともに、消費者の自主的な組織活動の育成に努めるものとする。</p>
静岡県	<p>(啓発活動及び教育の推進)</p> <p>第9条 知事は、消費者の自立を支援するため、商品及び役務、これらの取引行為並びに消費生活が環境に及ぼす影響に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するものとする。</p> <p>2 知事は、消費者が生涯にわたって消費生活について学習することができるようにするため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実するものとする。</p>

愛知県	<p>(啓発活動及び教育の推進)</p> <p>第14条 知事は、消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるようにするため、商品及び役務に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。</p>
兵庫県	<p>(啓発活動及び教育の推進)</p> <p>第15条 知事は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費生活に関する教育の充実に努めるものとする。</p>
広島県	<p>(啓発活動及び消費者教育の推進)</p> <p>第6条 県は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する情報提供及び知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育を充実するよう必要な施策を講ずるものとする。</p>
岡山県	<p>(消費者教育の推進)</p> <p>第25条 県は、消費者が消費生活を営む上で、必要な知識及び判断力を修得し、主体的に行動し、並びにその行動が経済社会及び環境に及ぼす影響についての理解を深めるため、消費者に対する教育に係る施策を推進するものとする。</p> <p>2 県は、消費生活に関する消費者の自主的な学習の支援に努めるものとする。</p> <p>3 県は、消費者教育を行うに当たっては、消費者の世代の相違又は消費者の状況に応じて、適切な内容及び方法となるよう配慮するものとする。</p>
福岡県	<p>(消費者の啓発活動及び教育の促進)</p> <p>第31条 知事は、消費者が自ら消費生活の安定及び向上を図ることができるよう消費者の自立を支援するため、商品等に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育の充実に努めるものとする。</p>
熊本県	<p>(消費者啓発及び消費者教育の推進)</p> <p>第30条 県は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。</p>